

青森県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和 8 年 3 月
青 森 県

— 目次 —

青森県農地中間管理事業の推進に関する基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 担い手が利用する農用地の面積の目標	・ ・ ・ ・ ・ 1
3 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標	・ ・ ・ ・ ・ 1
4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	・ ・ ・ ・ ・ 2
5 農地中間管理事業の実施方法	・ ・ ・ ・ ・ 2
6 農地中間管理事業に関する啓発普及	・ ・ ・ ・ ・ 2
7 関係機関との連携	・ ・ ・ ・ ・ 2

青森県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年 3月14日施行
令和 2年 2月14日改正
令和 3年 3月30日改正
令和 5年10月18日改正
令和 8年 3月31日改正

1 趣旨

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律第3条の規定に基づき、本県において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標や農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

このたび、国の食料・農業・農村基本計画が令和7年4月に閣議決定され、「青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を改正したことを踏まえ、本基本方針を改正する。

2 担い手が利用する農用地の面積の目標

	現状（令和6年度）	令和17年度
耕地面積（①）	147,300 ha	140,000 ha
うち担い手（注1）が利用する面積（②）	88,308 ha	112,000 ha
育成する農家経営体数（注2）	13,274 経営体	12,300 経営体
担い手への農地集積率（②／①）	60.0 %	80.0 %

注1：担い手とは、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農経営（特定農業団体、集落営農組織）」、「基本構想水準到達者」

注2：担い手の農地利用集積状況調査（R6年度）

3 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

県は、市町村が策定した地域計画の実現に向け、農地中間管理事業や基盤整備事業及び簡易な整備事業（畦畔除去による大区画化等）を活用しながら、担い手への農用地の集積・集約化を進め、農地の有効利用や生産性の向上を推進する。

4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 県は、農地中間管理機構（以下、「機構」という。）を担い手への農地集積・集約化と農地の有効活用を進める中核的な事業体として位置付け、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 県は、農地中間管理事業を着実に推進するため、青森新時代「農林水産力」強化パッケージのプロジェクトの一つに「経営の効率化に向けた農地の集積・集約化等」を掲げ、原則として地域計画に位置付けられた担い手に農地の集積を進めるとともに、基盤整備事業等を契機とした集約化を図る。

5 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 県は、農地中間管理事業を円滑に進めるため、農用地利用集積等促進計画の認可・公告に係る権限の市町村への移譲を促進する。
- (2) 機構は、農地中間管理事業の実施に当たり、全ての市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用集積等促進計画の案の作成を求め、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。また、「農地中間管理事業の事務処理手引き」を定め、随時見直しを行い、円滑に事業を実施する。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

県は、地域計画の見直し・実現に係る話合いの場等において、地域の関係者に農地中間管理事業の活用方法等について、周知徹底を図る。

7 関係機関との連携

県、機構、青森県農業会議、青森県土地改良事業団体連合会及び青森県農業協同組合中央会は、毎年度の重点的な取組方針を定めた「青森県農地中間管理事業推進方策」を策定し、市町村、農業委員会、土地改良区など関係機関と定期的に情報交換を行い、密接な連携・協力の下、効率的かつ効果的に農地中間管理事業の活用促進を図る。

用語説明

【担い手】

効率的かつ安定的な農業経営を営む者をいう。具体的には、①認定農業者、②認定新規就農者、③集落営農経営（特定農業団体、集落営農組織）、④基本構想水準到達者

【集落営農組織】

複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織

【特定農業団体】

農作業受託によって、農用地の利用集積を図る相手方として農用地利用改善団体によって特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織

【基本構想水準到達者】

市町村が農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」という。）に基づき定める基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に既に達している農業者（認定農業者である者を除く。）

【地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）】

基盤法に基づき、地域での話し合いにより目指すべき地域農業の将来の在り方と目標地図により明確化し市町村が策定した計画

【目標地図】

高齢等で耕作ができなくなった際に、次の耕作者へスムーズに引き継がれるよう、10年後の1筆ごとの耕作予定者を示すもので、農地利用の将来の目標地図